

# 谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例施行規則の制定（案）の概要

## 1 制定の趣旨

本市では、谷口吉郎氏及び谷口吉生氏の建築資料等の寄贈を機に、建築文化の魅力を広く市民や国内外の人々に発信し、後代に継承する拠点とすることにより、金沢の文化に更に厚みを持たせ、その振興に資するため、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館を設置することとし、「谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例」を平成30年12月26日に公布し、規則で定める日から施行することとしています。

条例の制定に伴い、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館条例施行規則を制定し、金沢建築館の特別観覧の承認申請、入館の制限等必要な事項を定めます。

## 2 制定の内容

### (1) 観覧料金等の後納（条例第9条第3項及び第13条第4項関係）

観覧料金又は特別観覧料金を後納できる場合の要件を定めます。

### (2) 特別観覧の承認申請（条例第10条第1項関係）

特別観覧（撮影、模写、模造、熟覧、写真原版の使用及びデジタルデータの使用）の承認を受ける場合の申請に係る手続を定めます。

受付期間は、特別観覧をする日の6か月前の日の属する月の初日から当該特別観覧をする日までとします。

### (3) 特別観覧料金（条例第13条第3項関係）

特別観覧について、その目的に応じた区分ごとに料金の上限を定めます。

### (4) 特別観覧料金の免除

国、地方公共団体又はその他の公共団体等が発行する印刷物を作成する目的で行われる場合には、特別観覧料金を免除します。

### (5) 入館の制限

他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者、建築館の建物等を損傷するおそれがあると認められる者など、館長が入館を拒否し、又は退館を命ずることができる要件を定めます。

### (6) 展示資料等の貸付け

建築館の展示資料等は、建築館の業務に支障がなく、かつ、取扱い上の安全性が確保される場合で、他の公共団体、博物館、美術館等において公共用又は公益事業の用に供するときは、貸付けをすることができます。

## 3 施行期日

条例の施行の日（令和元年7月を予定）

## 《参考》谷口吉郎・吉生記念金沢建築館の概要

### (1) 施設の概要

#### ① 位置

金沢市寺町5丁目1番18号

#### ② 施設

- ・ 敷地面積 : 2,033 m<sup>2</sup>
- ・ 延床面積 : 1,570 m<sup>2</sup>

#### ③ コンセプト

- ・ 建築とまちづくりを考える
- ・ 金沢市名誉市民第一号の谷口吉郎氏の顕彰
- ・ 建築資料の保存・活用
- ・ 世界に開かれた交流施設
- ・ 洗練された建築意匠

### (2) 事業

- ・ 企画展、常設展（迎賓館赤坂離宮和風別館「游心亭」を再現した空間の展示）の企画及び実施に関する事。
- ・ 建築文化の発信を目的とした講座の開催等普及啓発に関する事。
- ・ 金沢建築館の取り組みを広く国内外に周知するための広報に関する事。
- ・ 建築資料の収集・整理・保存に関する事。
- ・ 建築とまちづくりに係る調査研究に関する事。
- ・ 金沢建築館の施設及び設備の管理に関する事。

など

### (3) 施設の使用

#### ① 開館時間

午前9時30分から午後5時まで

#### ② 休館日

月曜日（祝日の場合は、直後の平日）、12月29日から1月3日まで